

平成24年6月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(ワ)第2555号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月21日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

山 本 一 志
中 村 健 太
原 田 彦
前 田 刃
川 島 勝
谷 本 素
森 高 章
加 藤 修
勝 原 拓
近 藤 郎
同 史

さいたま市浦和区高砂1丁目5番1号

被 告 株式会社ソプラノ

同代表者代表取締役 石塚聰

東京都足立区中川3丁目10番16号

被 告 石塚聰

上記2名訴訟代理人弁護士 谷口亨

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して797万3955円及びこれに対する平成23年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

1 本件は、原告が、被告株式会社ソプラノ（以下「被告会社」という。）及び同社の代表取締役である被告石塚聰（以下「被告石塚」という。）に対し、被告会社が運営するいわゆる出会い系サイトにおいて金員を詐取されたとして、被告会社に対しては不法行為に基づき、被告石塚に対しては会社法429条1項に基づいて、連帶して損害金797万3955円及びこれに対する最終の不法行為日である平成23年10月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実

- (1) 被告会社は、出会い系サイトである「FRIEND GARDEN」（以下「本件サイト」という。）を運営する株式会社である。（争いのない事実）
- (2) 被告石塚は、被告会社の代表取締役である。（争いのない事実）

3 原告の主張

- (1) ア 被告会社は、平成23年9月2日午前5時43分頃、原告に対し、同日10時までに3万7000円分のポイントを購入し、「全額一括受領」という合言葉を被告会社に送信すれば、原告に対し10時55分に1億7000万円の振込みがされる、サイト登録者の個人情報を開示できる権利が得ることができる、原告が有する本件サイトのポイントを現金化することができる、被告会社へ支払った現金の還付を受けることができる、上記1億7000万円の現金に加えて3000万円を得ることができる

きるかのような電子メールを送信した。

イ 原告は、実際に上記の特典が得られるものと思い込み、平成23年9月2日午前8時49分頃、被告会社の銀行預金口座に3万7000円を振り込んだ。

ウ しかし、原告に対し、上記の金銭の振込や特典が付与されることはなく、平成23年9月2日午前11時15分には、「【認証完了：一括振込完遂】《1億7000万円》一括送金▼送金予約済み待機中▼完全最終申請在中▼」とのタイトルで被告会社から原告へ電子メールが送信され、同電子メールには、送金一括受領申請の認証の完了がされたものの、ア記載の特典を授与するには14時50分までに7万円分のポイントを購入し、「最終振込執行」という合言葉を送信する必要があることが記載されていた。

エ 原告は、ア記載の特典を得るには更なる手続が必要であるものと思い込み、平成23年9月2日午後0時13分頃、被告会社の銀行預金口座へ7万円を振り込んだ。

オ しかし、原告に対し、ア記載の金銭の振込や特典が付与されることはなく、かえって、被告会社は、平成23年9月2日午後3時46分、午後3時54分には「*最終審査指定時刻振込*《1億7000万円》一括口座残高反映▼送金予約済み待機中▼完全最終申請在中」といったタイトルで、午後11時50分までに25万円分のポイントを購入すれば、ア記載の金銭振込や特典が与えられるかのような電子メールを原告に送信した。

カ その後、被告会社は、平成23年10月17日までの間、多数の電子メールを原告に送信した。そのほとんどは、原告に現金が振り込まれるために数万円から数十万円のポイントが必要であるというものであった。

(2) ア 被告会社が原告に送信した電子メールの内容は、第三者から預かった多

額の金銭を被告会社の会員に対し分配するというものであるが、実際には何らの金銭を預かっていないにもかかわらず、他の会員から多額の現金を預かっているように装い、実際には現金を振り込む意思は一切ないにもかかわらず、原告に対し現金を振り込むかのような電子メールを故意に送信したものである。原告は、被告会社からの電子メールにより、現金の振込みやサイトの特典を得ることができると信じ、そのような錯誤に陥って、後述の金銭を被告会社に振り込み、損害を被った。したがって、被告会社の行為は原告に対する詐欺を構成するものである。

イ 被告石塚は、被告会社の代表取締役であるところ、代表取締役は被告会社の従業員による業務執行の際の不法行為を防止すべき立場にある。しかし、被告石塚はこれを怠り、従業員による故意の不法行為を容認したにとどまらず、詐欺行為に用いる目的で本件サイトを開設し、積極的に詐欺行為を行っている。したがって、被告石塚は、代表取締役としての任務懈怠について悪意である。

(3) 原告は、被告会社の行為ないし被告石塚の任務懈怠により次のとおり損害を被った。

ア 被告会社への振込金額 722万7000円

原告は、別紙振込一覧表に記載された金銭を被告会社に振込送金した。

その総額は722万7000円である。

イ 振込手数料 2万2050円

原告は、別紙振込一覧表に記載された金銭を被告会社に振込送金する際に振込手数料を支払っており、その総額は2万2050円である。

ウ 弁護士費用相当額 72万4905円

4 被告らの主張

原告の主張(1)は認め、同(2)及び(3)は否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 (1) 原告の主張 (1) に記載された事実は当事者間に争いがない。そして、当事者間に争いのない事実に加え、証拠（甲1から甲8（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、被告会社は、原告に対し、真実はその意思がないにもかかわらず、原告がポイントの購入代金等として被告会社に金銭を振込送金すれば、その対価として多額の現金を送金するなどと虚偽の内容を記載した電子メールを送信し、原告をその旨誤信させて、別紙振込一覧表記載の金銭を原告に振込送金させた事実が認められる。

被告会社の上記行為は原告に対する詐欺に当たり、原告に対する不法行為を構成するから、被告会社は、かかる行為により原告が被った損害を賠償する責めを負う。

(2) 被告石塚は、被告会社の代表取締役であり、被告会社の従業員がその業務を行うに当たり第三者に詐欺行為をすることを防止する義務があるところ、上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告石塚がかかる任務を懈怠したために被告会社が原告に対し (1) に述べた詐欺をし、かつ、被告石塚にはかかる任務の懈怠について少なくとも重過失があったと認められる。したがって、被告石塚は、原告に対し、会社法429条1項に基づいて、被告会社の行為により原告が被った損害を賠償する責めを負う。

2 原告が被った損害について

(1) 被告会社への振込金額 722万7000円

証拠（甲2、甲4、甲7（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、原告は、被告会社に対し、別紙振込一覧表のとおりの合計722万7000円を送金したところ、これは、被告会社の不法行為ないし被告石塚の任務懈怠と相当因果関係のある損害と認められる。

(2) 振込手数料 2万2050円

証拠（甲2、甲4、甲7（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、原告は、別紙振込一覧表のとおり、被告会社に振込送金する際の手数料合計

2万2050円を負担した事実が認められるところ、これは、被告会社の不法行為ないし被告石塚の任務懈怠と相当因果関係のある損害と認められる。

(3) 弁護士費用相当額 72万4905円

本件に現れた諸般の事情を考慮すれば、被告会社の不法行為ないし被告石塚の任務懈怠と相当因果関係のある弁護士費用相当額は72万4905円と認められる。

3 以上によれば、原告の本訴請求はいずれも理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、65条1項本文を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第1部

裁判官

衣斐瑞徳

振込一覧表

年	月	日	支払金額	振込手数料
2011	9	2	37,000	525
2011	9	2	70,000	525
2011	9	2	78,000	525
2011	9	2	150,000	525
2011	9	7	280,000	525
2011	9	7	350,000	525
2011	9	7	220,000	525
2011	9	7	198,000	525
2011	9	9	320,000	525
2011	9	10	298,000	525
2011	9	12	350,000	525
2011	9	12	320,000	525
2011	9	13	330,000	525
2011	9	14	250,000	525
2011	9	14	350,000	525
2011	9	14	200,000	525
2011	9	15	100,000	525
2011	9	15	220,000	525
2011	9	15	270,000	525
2011	9	15	210,000	525
2011	9	15	50,000	420
2011	9	15	400,000	840
2011	10	1	250,000	525
2011	10	3	3,000	315
2011	10	3	200,000	525
2011	10	3	298,000	525
2011	10	5	98,000	525
2011	10	5	88,000	525
2011	10	5	92,000	525
2011	10	7	82,000	525
2011	10	7	93,000	525
2011	10	7	85,000	525
2011	10	7	90,000	525
2011	10	10	95,000	525
2011	10	14	70,000	525
2011	10	14	72,000	525
2011	10	14	67,000	525
2011	10	14	62,000	525
2011	10	14	73,000	525
2011	10	17	140,000	525
2011	10	17	120,000	525
2011	10	17	98,000	525
合計			7,227,000	22,050

これは正本である。

平成24年6月27日

広島地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 加藤まい